

資金名	アジアビジネス展開支援資金（現地借入保証型）
保証対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、アジアにおける外国法人（新たに設立されるものを含む。）と経営を実質的に支配していると認められる以下のいずれかの関係にある中小企業者。</p> <p>①外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を事業者が所有する関係</p> <p>②次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者（以下「役員等」という。）の総数の2分の1以上を事業者の役員又は職員が占める関係</p> <p>イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が所有していること。</p> <p>ロ 当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p> <p>③外国法人の株式等の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。）（以下「子会社等」という。）又は子会社等及び当該事業者が所有する関係</p> <p>④次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の2分の1以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係</p> <p>イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が所有していること。</p> <p>ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p>
対象資金	中小企業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入金は、当該中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。
限度額	1億円（保証限度額8,000万円）
発行保証料率	0.90%以下（金融機関所定）
信用保証料率	0.25%～1.62%
保証期間	1年以内（ただし期日到来時の更新は妨げない）
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	指定金融機関

必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定信用状関連保証用信用保証委託申込書 (借入申込書、信用保証委託契約書一式) 2 納税証明書 3 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は申込者の住民票抄本 (発行後1か月以内のもの) 4 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本(発行後1か月以内のもの)、 外国関係法人の商業登記簿謄本に類するもの(ある場合のみ) ※ 外国語表記のものは日本語訳(概要で可)を添付 5 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) 6 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 7 飲食業の場合は、風俗営業でない旨の宣誓書 8 設備の設置等の設備資金の申込にあつては、見積書及び図面 9 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 10 建設業の場合は、受注工事明細書 11 個人情報の提供に関する同意書 12 決算書、納税申告書等の写し 13 アジアビジネス展開計画書(様式第6号) 14 特定信用状を活用した外国関係法人の金銭の借入に関する計画書 (特定信用状関連保証用) 15 その他必要と認める書類
備考	<p>①被保証債務が外貨建の場合、保証委託申込書の申込金額欄には、保証委託申込時における「外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号)」第35条第2号に基づき財務大臣が定める相場(以下「日銀公示レート」という。)により円換算した金額(円単位未満切捨)を記載するものとし、外貨建金額及びその金額を円換算した旨を記載するものとする。</p> <p>②信用保証書の貸付金額欄には、信用保証書交付日における日銀公示レートにより円換算した金額(円単位未満切捨)を記載するものとする。</p> <p>③償還債務の返済は、原則として一括返済とする。</p> <p>④NPO法人は保証対象外となります。</p>

【融資の流れ】

